

一般財団法人氷見古民家研究会寄附金等取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人氷見古民家研究会(以下「当法人」という。)が寄附者から金銭又はその他の財産(以下「寄附金等」という。)の給付を受ける場合の取扱いについて定め、もって財産の適正な管理等に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において寄附金とは、寄附者が当法人が行う目的、事業等に要する経費に充てるため、反対給付を受けることなく給付することをいう。

2 この規則においてその他の財産とは、寄附者が当法人が行う目的、事業等の実施に使用するため、反対給付を受けることなく給付する物品、固定資産等(以下「寄附物品等」という。)で金銭以外のものをいう。

(寄附の申入れがあった場合の取扱手続)

第3条 寄附者から当法人に対し寄附の申入れがあったときは、寄附内容(寄附金又はその他の財産)を確認しなければならない

2 前項の寄附の申入れを受ける場合には理事長又は理事会(重要な財産の場合)の承認を得なければならない。

3 寄附の申入れを受けることとなったときは、当該寄附者に連絡するとともに、書面により寄附の申入れを受けるものとする。

4 前項の書面には、次の事項を記載する。

イ 寄附者の住所・氏名

ロ 寄附金の額・金銭の種類(現金・有価証券その他)

ハ 寄附物品・固定資産の量・種類等

ニ 寄附金については、その使途を限定しない場合、一般寄附金。その使途が特別に指定されている特定寄附金等の場合、その区分を記載する。

ホ その他必要事項

5 寄附金又は寄附物品を受領したときは、寄附者に対し受領書を発行するとともに、当法人として適宜な方法により感謝の意思表示を行うものとする。

(寄附金の使途)

第4条 寄附者が使途を限定しない一般寄附金については、原則、当法人の目的、事業に直接要する経費に使用するものとする。

2 その使途が特別に指定されている特定寄附金については、指定された使途に従って使用するものとする。

(寄附金の事務処理手続)

第5条 寄附金を当法人の基本財産として扱う場合には、理事会の決議を経なければならない。

(寄附物品等の事務処理手続き)

第6条 寄附された固定資産を基本財産として扱う場合には、理事会の決議を経なければならない。

- 2 寄附された固定資産については、適正な評価額により固定資産に計上するとともに、財産管理台帳等に登載しなければならない。
- 3 固定資産で登記を要するものについては、寄附者の協力を得て必要な登記をしなければならない。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、寄附金等に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

- 1 この規則は、一般財団法人氷見古民家研究会の設立の登記の日に遡って発効する。